

## 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の基本的な考え方について(案)

第三期計画（平成27年度～令和元年度）	第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	道の考え方
<p><b>第1 計画の基本事項</b>  <b>1 計画策定の趣旨</b>          ・少子化を巡る状況や妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を          行うため、ライフ・ステージに応じた今後5年間の少子化          対策の具体的な施策や目標等について定める。「地方版総          合戦略」などと連動し、保健・医療・福祉にとどまらず、          経済・雇用・教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたり、          総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p><b>2 計画の位置づけ</b>          北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例          第7条に基づく実施計画（関連計画の内容を盛り込む）          ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行          動計画」          ・「母子保健計画」について（厚生労働省通知）に基づく          「母子保健計画」          ・子ども・子育て支援法第62条に基づく「子ども・子育て          支援事業支援計画」          ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促          進計画」          ・「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進につ          いて（厚生労働省通知）」に基づく「都道府県推進計画」</p> <p><b>3 計画の期間</b>          平成27年度から平成31年度までの5年間</p>	<p><b>第1 計画の基本事項</b>  <b>1 計画策定の趣旨</b>          ・北海道におおまけ、少子化の現状や第三期計画の評価、国の          動向等を踏まえ、ライフ・ステージに応じた切れ目のない          支援を行うため、今後5年間の少子化対策の具体的な施策          や目標等について定める。          ・関連する計画等と連動し、全庁あげて総合的かつ計画的          に取り組む。</p> <p><b>2 計画の位置づけ</b>          北海道総合計画の特定分野別計画、北海道子ども未来計          づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計          画（次の関連計画の内容を盛り込み、一体的に策定）          ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行          動計画」          ・「母子保健計画」について（厚生労働省通知）に基づく          「母子保健計画」          ・子ども・子育て支援法第62条に基づく「子ども・子育て          支援事業支援計画」          ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促          進計画」          ・「都道府県社会的養育推進計画の策定について（厚生労          働省通知）」に基づく「社会的養育推進計画」</p> <p><b>3 計画の期間</b>          令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間</p>	<p>・第三期計画に引き続き、今後5年間のライフ・ステー          ジに応じた少子化対策の具体的な施策や目標・目標等を          設定する。（ライフ・ステージの見直しにより一部修正）          ・第三期計画に引き続き、人口減少対策、保健・医療・          福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育など          の関連する計画等と整合性を保つ。          ・総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推          進する特定分野別計画であることを明記する。          ・本計画の施策別計画として別に策定する「子ども          対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府          県計画（北海道子ども未来づくり推進計画）」と整合性          を保つ。          ・新たに策定する「社会的養育推進計画」を包含する。</p>
<p><b>第2 計画のめざす姿</b>          ・「安心して子どもを産み育てることができ          る環境」の2つの環境づくりを進          める。          ・子ども未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の          実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、          少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステー          ジごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p><b>2 基本的（重点的）な視点</b>          ①待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保          ②子育て世帯の経済的負担の軽減          ③官民が協働した子育て施策の展開          ④仕事と家庭の両立支援の推進          ⑤子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり          ⑥社会的養育の推進          ⑦児童虐待防止対策の推進</p>	<p>・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策に基づき、          少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステー          ジごとに切れ目のない支援を実施する。（ライフ・ステー          ジの見直しにより一部修正）          ・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策に基づき、          少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステー          ジごとに切れ目のない支援を実施する。（ライフ・ステー          ジの見直しにより一部修正）          ・少子化の現状や第三期計画の評価結果、市町村におけ          る少子化対策の取組状況、国の施策動向や社会経済情勢          の変化等も踏まえ、施策推進に向けた基本的（重点的）          な視点」を定める。</p>	<p>・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策に基づき、          少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステー          ジごとに切れ目のない支援を実施する。（ライフ・ステー          ジの見直しにより一部修正）          ・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策に基づき、          少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステー          ジごとに切れ目のない支援を実施する。（ライフ・ステー          ジの見直しにより一部修正）          ・少子化の現状や第三期計画の評価結果、市町村におけ          る少子化対策の取組状況、国の施策動向や社会経済情勢          の変化等も踏まえ、施策推進に向けた基本的（重点的）          な視点」を定める。</p>

<p>第三期計画（平成27年度～令和元年度）</p>	<p>第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））</p>	<p>道の考え方</p>
<p>第3 計画のめざす姿</p> <p>・「安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり ・子どもが未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、道民全体で結婚、妊娠・出産、子育てや子どもたちの成長を応援する気運の醸成を図りながら、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>2 目標等の設定</p> <p>・「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標 ・基本目標の達成に向けて、合計特殊出生率を全国水準まで引き上げることを中期的な目標として設定（H25：全国1.43 道1.28） ・このほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関する指標などを設定</p>	<p>3 目標の設定</p> <p>・「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標として設定 ・基本目標の達成に向けて、合計特殊出生率を全国水準まで引き上げることや、「安心して子どもを育てられる環境」と思ふ人の割合」を中期的な目標に設定するほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関する指標などを設定</p> <p>第3 本道の少子化などの現状</p> <p>1 少子化の状況</p> <p>2 少子化の要因</p> <p>3 地域における子育て支援体制</p> <p>4 ひとり親家庭の状況</p> <p>5 社会的養護の状況</p> <p>6 高齢とニース</p> <p>7 道内市町村の状況</p>	<p>基本目標に「子どもたちが幸せに育つこととこのでき」旨を追加する。 ・第三期計画に引き続き、「合計特殊出生率」の向上を中期目標とする。 ・また新たに、道民意識調査により「安心して子どもを育てられる環境と思ふ人の割合」を把握し、平成30年度（54.4%）に比べその変遷について中期目標とする。</p> <p>・第三期計画に引き続き、少子化に関する統計データ等を掲載する。</p>
<p>第2 計画のめざす姿</p> <p>・「安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり ・子どもが未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、道民全体で結婚、妊娠・出産、子育てや子どもたちの成長を応援する気運の醸成を図りながら、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>2 目標等の設定</p> <p>・「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標 ・基本目標の達成に向けて、合計特殊出生率を全国水準まで引き上げることを中期的な目標として設定（H25：全国1.43 道1.28） ・このほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関する指標などを設定</p>	<p>第3 本道の少子化などの現状</p> <p>1 少子化の状況</p> <p>2 少子化の要因</p> <p>3 地域における子育て支援体制</p> <p>4 ひとり親家庭の状況</p> <p>5 社会的養護の状況</p> <p>6 高齢とニース</p> <p>7 道内市町村の状況</p>	<p>・第三期計画に引き続き、少子化に関する統計データ等を掲載する。</p>
<p>第3 「第二期計画」の取組と評価</p> <p>1 取組全体の評価</p> <p>2 基本的施策（11） 施策目標（38項目） 主な取組（130）</p>	<p>第4 「第三期計画」の取組と評価</p> <p>1 取組全体の評価</p> <p>2 ステージ（5） 施策目標（29項目） 主な取組（77）</p>	<p>・第三期計画に引き続き、前期計画の取組と評価を掲載する。（計画の構成変更により一部修正）</p>
<p>第4 計画のめざす姿</p> <p>・「安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくり ・子どもが未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、道民全体で結婚、妊娠・出産、子育てや子どもたちの成長を応援する気運の醸成を図りながら、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。</p> <p>2 目標等の設定</p> <p>・「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられる地域社会の実現」を基本目標 ・基本目標の達成に向けて、合計特殊出生率を全国水準まで引き上げることを中期的な目標として設定（H25：全国1.43 道1.28） ・このほか、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関する指標などを設定</p>	<p>・「第2節」に記載を移す。</p>	<p>・「第2節」に記載を移す。</p>

第三期計画（平成27年度～令和元年度）	第四期計画（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））	道の考え方
<p><b>第5 計画の内容</b></p> <p><b>1 計画の内容</b></p> <p>・少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、条例で定める日本の基本的施策を中心に、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージとそれを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ライフ・ステージに盛り込まれた少子化に関する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>□ 施策の体系</p> <p>□ ステージごとの具体的な取組</p> <p><b>2 重点施策目標</b></p> <p>「結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかえらな環境で安心して子育てができる環境づくり」、「住民全体の宝である子どもたちの健全な成長をき地域全体で見守り、その安全・安心をしっかりと保障できる環境づくり」を着実に推進するため、重点施策目標を定め、その達成に向けた施策の展開に重点的に取り組む</p> <p>(1) 未婚化・晩婚化への対応                  (2) 子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）                  (3) 子どもたちの安全・安心の確保</p>	<p><b>第5 計画の内容</b></p> <p><b>1 計画の内容</b></p> <p>・少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、条例で定める日本の基本的施策を中心に、子育て世代を社会全体で支えるための「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」のほか、「妊娠や出産を支援するステージ」、「子育てを支えるステージ」、「子育てや自立を支援するステージ」の4つのステージを設定し、少子化に関する施策や事業を総動員して、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>・同左                  ・同</p> <p><b>2 重点施策目標</b></p>	<p>・第三期計画に引き続き、条例の基本的施策を中心に、少子化対策に関する取組を推進する。</p> <p>・結婚を含め、次代を担う若い世代が自分の将来像を描き成長するための次世代教育や就業支援、生活・就業環境整備、男女平等参画などを推進する。「子どもや子育てをみんなで応援するステージ」を設定するとともに、その他3つのステージの名称を、誰もがわかりやすい表現に変更する。</p> <p>・具体的な施策項目や取組、指標目標は、基本的（重点的）な視点を踏まえ、計画策定の中で検討する。</p> <p>・「重点施策目標」に代えて、「第2 計画のめざす姿」に施策推進に向けた「基本的（重点的）な視点」を定める。</p>
<p><b>第6 計画の推進体制</b></p> <p><b>1 計画の点検評価</b></p>	<p><b>第6 計画の推進体制</b></p> <p><b>1 計画の点検評価</b></p>	
<p><b>第7 別表</b></p> <p>教育・保育の「量の見込み」等区域（市町村）別一覧</p>	<p><b>第7 別表</b></p> <p>教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」等区域（市町村）別一覧</p>	<p>・掲載項目は計画策定の中で別途検討する。</p>
<p><b>第8 資料</b></p> <p><b>1 合計特殊出生率(H20～24)の高い道内市町村の要因分析</b></p> <p><b>2 用語の解説</b></p> <p><b>3 各種統計データ</b></p> <p><b>4 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例</b></p>	<p><b>第8 資料</b></p> <p><b>1 道内市町村の少子化対策の状況</b></p> <p><b>2 用語の解説</b></p> <p><b>3 各種統計データ</b></p> <p><b>4 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例</b></p>	<p>・少子化に関連する統計データや市町村調査等を踏まえ内容を検討する。（市町村別の合計特殊出生率は令和元年度末公表予定）</p> <p>・掲載項目は計画策定の中で検討する。</p>